

(第71号議案)

中野区立学童クラブ条例(平成12年中野区条例第57号)新旧対照表

改正案		現行	
第1条～第8条 (略)		第1条～第8条 (略)	
附則 (略)		附則 (略)	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
中野区立中野神明学童クラブ	(略)	中野区立中野神明学童クラブ	(略)
中野区立多田学童クラブ	(略)	中野区立多田学童クラブ	(略)
中野区立新山学童クラブ	(略)	中野区立新山学童クラブ	(略)
中野区立向台学童クラブ	(略)	中野区立向台学童クラブ	(略)
中野区立桃園学童クラブ	(略)	中野区立桃園学童クラブ	(略)
中野区立谷戸学童クラブ	(略)	中野区立谷戸学童クラブ	(略)
中野区立塔山学童クラブ	(略)	中野区立塔山学童クラブ	(略)
中野区立中野本郷学童クラブ	(略)	中野区立中野本郷学童クラブ	(略)
中野区立桃花学童クラブ	(略)	中野区立桃花学童クラブ	(略)
中野区立桃園第二学童クラブ	(略)	中野区立桃園第二学童クラブ	(略)
中野区立白桜学童クラブ	東京都中野区 上高田一丁目 17番5号	中野区立東中野学童クラブ	東京都中野区 東中野五丁目 27番8号
		中野区立中野昭和学童クラブ	東京都中野区 上高田一丁目 17番5号
中野区立上高田学童クラブ	(略)	中野区立上高田学童クラブ	(略)
中野区立新井学童クラブ	(略)	中野区立新井学童クラブ	(略)
中野区立江原学童クラブ	(略)	中野区立江原学童クラブ	(略)
中野区立沼袋学童クラブ	(略)	中野区立沼袋学童クラブ	(略)
中野区立江古田学童クラブ	(略)	中野区立江古田学童クラブ	(略)
中野区立丸山学童クラブ	(略)	中野区立丸山学童クラブ	(略)
中野区立北原学童クラブ	(略)	中野区立北原学童クラブ	(略)
中野区立野方学童クラブ	(略)	中野区立野方学童クラブ	(略)
中野区立啓明学童クラブ	(略)	中野区立啓明学童クラブ	(略)
中野区立大和学童クラブ	(略)	中野区立大和学童クラブ	(略)

中野区立西中野学童クラブ	(略)
中野区立若宮学童クラブ	(略)
中野区立武蔵台学童クラブ	(略)
中野区立かみさぎ学童クラブ	(略)

中野区立西中野学童クラブ	(略)
中野区立若宮学童クラブ	(略)
中野区立武蔵台学童クラブ	(略)
中野区立かみさぎ学童クラブ	(略)

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表に中野区立白桜学童クラブを加える改正規定及び次項の規定は、平成20年12月1日から施行する。

2 改正後の別表に規定する中野区立白桜学童クラブの利用開始は、平成21年4月1日からとする。